

公布された規則のあらまし

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例施行規則（規則第 34 号）

- 1 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例第 2 条第 1 項の表及び第 3 条第 1 項の表に規定する知事が別に定める職員は、技師の職にある職員とすることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）

- 1 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、現業職員の給料月額は、佐賀県現業職員の給与に関する規則等により定められた額から、当該額にそれぞれ職員の職に応じて定める割合（100 分の 4.77 又は 100 分の 7.77）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとした。（附則第 6 項関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとした。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第 36 号）

- 1 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成 25 年佐賀県条例第 38 号）の施行に関し、課税免除の申請期限、課税免除申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 2 に伴う申請期限の特例を定めることとした。